

# 大東市議会議員選挙 大東市長選挙のお知らせ

令和6年 **4月21日(日)投票**  
午前7時～午後8時

さあ行こう 明るい未来 築く一票

※大東市選挙標語



大東市議会議員選挙及び大東市長選挙は4月14日(日)に告示され、4月21日(日)に投票が行われます。投票は、自分の判断で自分の考えに最もふさわしい人を選んで投票することが大切です。有権者一人ひとりの貴重な一票を政治に反映させるため、必ず投票しましょう。



## ●期日前投票

投票日当日に仕事や旅行等で投票ができない人は期日前投票をすることができます。

期日前投票をするには、「期日前投票宣誓書」を記入していただく必要があります。投票所入場整理券裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷していますので、事前に記入していただくことにより、投票受付の時間を短縮できます。

期日前投票所	期間および時間
市役所南別館 1階会議室	4月15日(月)～4月20日(土) 午前8時30分～午後8時
アクティブ・スクウェア・大東 イベントスペース	4月18日(木)～4月20日(土) 午前10時30分～午後8時
コジマ×ビックカメラ大東店 3階	
大東市立生涯学習センターアクロス 3階	

投票所により投票受付期間・時間が異なりますのでご注意ください。

アクティブ・スクウェア・大東は、他の施設利用者の方も多数来場されることから、土・日曜日の時間帯によっては、駐車場の混雑が予想されます。お車での来場はご遠慮くださいますよう、お願いいたします。

## 投票所 入場整理券 について

投票所入場整理券は、おひとり一枚を世帯ごとにひとつの封筒に同封して郵送します。（6人世帯までは1通、7人世帯以上は別封筒に分けて郵送します。）投票所入場整理券に記載の投票所をご確認のうえ、ご自分の投票所入場整理券を投票所にお持ちください。また、投票所入場整理券を紛失された場合等でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でその旨をお伝えください。

## 投票できる人

日本国民で大東市に引き続き3か月以上住所を有し、次の要件を満たす人。

●平成18年4月22日までに生まれた人。

●令和6年1月13日までに市の住民基本台帳に登録されている人。

●最近、住所を異動された人は、投票の場所等が変わることがあります。

次の表をご覧ください。お間違いのないようにしてください。

大東市内で転居をされた人	令和6年3月25日以前	新住所地の投票所
	令和6年3月26日以後	旧住所地の投票所

## ◆ 投票所における支援 ◆

- 高齢者や車いすで来られる人が、投票所で快適に投票ができるよう、仮設スロープを設置し、段差の解消に努めています。もし、段差があり投票所に入れないうきは、遠慮なく職員にお申し出ください。また、本部において手話通訳者を配置し、投票所に派遣できる体制をとっております。手話通訳を希望される方は、事前に大東市選挙管理委員会までご連絡ください。
- けがや障害などのため、自分で文字を書くことができない人は代理投票ができます。また、視覚に障害のある人は点字投票ができますので、投票所で係員にお申し出ください。

## ◆ 選挙公報を配布します ◆

各候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報を当該選挙の告示日以後に各世帯へ配布します。また、視覚に障害のある人を対象に選挙公報の内容等を録音した「選挙のお知らせ」を希望者に配布します。ご希望の方は電話で**大東市選挙管理委員会事務局**までお申し込みください。

**大東市選挙管理委員会事務局 ☎ 072 (870) 0764 (直通)**

## ～ 投票・開票速報のお知らせ～

●投票・開票速報を、お手元のパソコンや携帯電話からインターネットを通じて見ていただけます。

パソコンおよびスマートフォンから市ホームページ (<https://www.city.daito.lg.jp>) にアクセスしてください。



開票は、大東市立市民会館（住所：大東市曙町4番6号）で、  
4月21日（日）午後9時00分から即日開票します。



大東市ホームページ

## 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けている人で、手帳等の記載が次に該当する人は、郵便による不在者投票をすることができます。

ただし、自分の氏名や候補者名を自署できることが条件となります。(代理記載の方法による投票もあります。)[郵便等による不在者投票制度]を利用される場合は、選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となります。まだ交付を受けていない人や有効期限が切れる人は、大東市選挙管理委員会へ申請してください。

手帳等の種類	障害の種類等	等級等
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

### ◆代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる人のうち、本人が投票用紙に記載できない場合は代理人を指定して「代理記載」を行うことができます。代理記載制度を利用するためには、次の要件に該当し、あらかじめ「代理記載人(選挙権を有する人)」を選挙管理委員会に届出することが必要です。

手帳等の種類	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障害	特別項症から第2項症まで

**郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限は、4月17日(水)です。期限を過ぎて請求されても投票用紙を交付できませんので、ご注意ください。**

## 指定病院・施設での不在者投票

都道府県の指定を受けている病院や施設等に入院または入所して投票日に投票所に行けない人は、あらかじめ病院・施設に申し出ておけば、病院・施設内で不在者投票ができます。投票の可否や具体的な手順・日程等については、入院または入所中の病院・施設にお問い合わせください。

## 滞在地での不在者投票

仕事や旅行などで大東市外に滞在している人は、滞在地(国内)の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。「不在者投票宣誓書・請求書」を直接か郵送で大東市選挙管理委員会に提出するかマイナポータルぴったりサービスを利用して申請してください。滞在先へ投票用紙など必要書類一式を郵送します。郵送でのやりとりとなるため、早めに請求してください。ファックスや電子メールでの請求はできません。

# 投票区一覧表

投票区	投票所	町名
第1	赤井公民館	赤井1～3丁目
第2	氷野公民館	氷野1～3丁目、大東町（1～4・10番）
第3	新田公民館	諸福4丁目、新田全域
第4	東諸福公民館	諸福1～3丁目
第5	諸福中学校美術室	諸福5～8丁目
第6	御領自治会館	御領1～4丁目
第7	住道北小学校体育館	幸町、深野南町、曙町、三住町、浜町、 住道1・2丁目、谷川1・2丁目
第8	三箇自治会館	三箇1丁目、3～6丁目
第9	御供田自治会館	御供田1～4丁目、5丁目（1番のみ）
第10	灰塚公民館	灰塚3丁目、4丁目（1～4番）、 5丁目（9～12番）、6丁目（1～3番）
第11	朋来住宅中央集会所	朋来1・2丁目
第12	四条之町公民館	大字北条、北条5～7丁目
第13	北条第二自治会館	北条3・4丁目、学園町、錦町
第14	四条体育館	野崎1～4丁目
第15	寺川公民館	寺川1～5丁目
第16	中垣内公民館	大字中垣内、中垣内1～6丁目
第17	龍間公会堂	大字龍間
第18	平野屋公民館	中垣内7丁目、平野屋1・2丁目、平野屋新町
第19	津の辺公民館	津の辺町、南津の辺町
第20	楠の里公民館	北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町
第21	住道南小学校会議室	末広町、扇町、大野1・2丁目
第22	深野小学校体育館	深野1～5丁目（3丁目を除く）、緑が丘1・2丁目
第23	泉町公民館	泉町1・2丁目、御供田5丁目（1番を除く）
第24	北条コミュニティセンター(いもりぶらざ)会議室	北条1・2丁目
第25	総合福祉センター	新町、栄和町、川中新町
第26	南郷小学校体育館	太子田1～3丁目、南郷町、氷野4丁目
第27	南新田団地集会所	南新田1・2丁目
第28	北新町住宅集会所	北新町、明美の里町
第29	アクティブ・スクウェア・大東 イベントスペース	深野北1～3丁目、深野3丁目
第30	三箇大東町公民館	三箇2丁目、大東町（5～9番）
第31	灰塚南公民館	灰塚4丁目（5～20番）、 5丁目（1～8番・13～15番）、6丁目（4～11番）
第32	北灰塚公民館	灰塚1・2丁目